

こ成母第 128 号
令和 7 年 2 月 14 日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 区 長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

母子保健医療対策総合支援事業（令和 6 年度補正予算分）の実施について

母子保健医療対策総合支援事業については、この度、母子保健医療対策総合支援事業（令和 6 年度補正予算分）実施要綱を別紙のとおり定め、令和 6 年 12 月 17 日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。

別紙

母子保健医療対策総合支援事業（令和6年度補正予算分）実施要綱

第1 趣旨

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、こどもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。

母子保健医療対策総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策を実施するものである。

第2 事業内容

各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。

- 1 乳幼児健康診査実施支援事業（別添1）
- 2 入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業（別添2）
- 3 産後ケア施設改修費等支援事業（別添3）
- 4 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業（別添4）

第3 国の助成

母子保健医療対策総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。

ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

第4 事業計画

この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、事業計画を策定し、別に定める期日までにこども家庭庁に提出すること。

乳幼児健康診査実施支援事業

1 事業目的

乳幼児健康診査については、3～6か月児健康診査、9～11か月児健康診査、5歳児健康診査を集団健診として行っている自治体も多く、また、市町村における実施の義務が法定で定められた健康診査ではないが、身体の異常の発見や発達の評価を行うために重要な健診であり、実施に係る費用について地方交付税措置等も行っていることから、すべての自治体で健康診査が実施できるよう体制整備を行う。

2 実施主体

本事業の実施主体は、3の(1)は都道府県、(2)及び(3)は市町村(特別区を含む。)とする。

ただし、3～6か月児健康診査、9～11か月児健康診査に係る3の(2)及び(3)の事業は、令和5年度において3～6か月児健康診査、9～11か月児健康診査が未実施の市町村であること。また、本事業の実施は、原則、最初の実施年度を含めた3か年を上限とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部又は全部を委託することができる。

3 事業内容

地域の実情に応じて、以下の事業を実施すること。

(1) 都道府県による管内市町村等への広域支援

3～6か月児健康診査、9～11か月児健康診査、5歳児健康診査を実施するための管内市町村や乳幼児健康診査に係る関係団体との調整や広域連携に係る取組及び健康診査の実施に必要な研修等の取組を行う。

(2) 市町村による専門職等確保

3～6か月児健康診査、9～11か月児健康診査を実施するため、健診医や多職種連携のための健診医以外の専門職等の健診への派遣等に係る旅費や確保に必要な取組を行う。

(3) 市町村による研修等

3～6か月児健康診査、9～11か月児健康診査、5歳児健康診査を実施するための各健康診査の実施に必要な研修等を実施する。

4 留意事項

3～6か月児健康診査、9～11か月児健康診査の実施に係る費用については、地方交付税措置されているため、本事業に健診医への健康診査委託費用は含めないこととする。

別添2

入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業

1 事業目的

こどもが入院した際に家族が付添いをする場合、当該家族に対する十分な休息などが確保されていないといった課題が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、こどもの心身の健やかな成育の確保や家族の身体的・精神的負担の軽減の観点から、こどもやその家族が安心して入院生活を送ることができるようにするための環境改善を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部又は全部を委託することができる。

3 事業内容

入院中のこどもの家族の付添い等に係る環境改善のため、以下の取組を行う医療機関に対して必要な経費の一部を補助する。

(1) 環境改善のための医療機関内の修繕の実施

こどもの付添いをする家族が休息できるスペースを設置するなど、医療機関の施設内の修繕を実施する。

(2) 環境改善のための物品等の購入

こどもの付添いをする家族が利用できる簡易ベッド、ソファベッド及び寝具等や、家族が付添い中に食事するための調理器具（食事を温める電子レンジ等）などを購入する。

また、家族がこどもの付添いができない場合において、こどもが家族とオンラインで話すためのタブレット端末等を購入する。

4 事業の対象期間

3の(1)の事業については、補助対象年度において修繕に着手し完了したものを対象とする。

5 対象事業の制限

本事業による補助は、1つの医療機関において、3の(1)及び(2)のそれぞれで、一定期間（10年間）につき1回限りとする。

産後ケア施設改修費等支援事業

1 事業目的

産後ケア事業については、こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）において、「支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める」とされており、令和6年の子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から同事業を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、計画的な提供体制の整備を進めていくこととしている。

こうした取組を進めている中で、同事業の受け皿の拡大を図るため、賃貸物件を活用して設置する産後ケア事業を行う施設（以下「産後ケア施設」という。）等に対する改修費等を支援することにより、希望する全ての産婦が産後ケア事業を利用できるようにするための体制整備を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）又は市町村が認めた者（産後ケア事業の委託を受ける民間団体等）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部又は全部を委託することができる。

3 事業内容

賃貸物件を活用して設置する産後ケア施設等の新設、定員の拡大、老朽化対策などのための改修等に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。

なお、上記の賃借料については、補助対象年度において産後ケア施設の開所までに発生するものに限る。また、当該年度の翌年度以降に開所する場合は、当該年度の3月31日までに発生するものに限る。

4 対象事業の制限

改修等を行う産後ケア施設が、次世代育成支援対策施設整備交付金その他国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合は、本事業の対象としないものとする。

5 国の補助等

実施主体のうち、市町村が認めた者（産後ケア事業の委託を受ける民間団体等）の本事業の実施に要する経費については、市町村が補助するものとし、国は、当該市町村が補助した額について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

別添 4

妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業

1 事業目的

地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の産科医療機関等で妊婦健康診査（以下、「妊婦健診」という。）を受診する必要がある妊婦に対して、当該産科医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 対象者

本事業による助成の対象者は、以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する妊婦とする。

- （1）住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。）から最も近い妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦
- （2）医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター等（当該妊婦に対し妊婦健診が実施可能な周産期母子医療センター等に限る。以下同じ。）まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦
- （3）妊婦健診の実施が可能である産科医療機関等が概ね 60 分以内にある妊婦であって、当該産科医療機関等が分娩を取り扱っていない場合において、妊娠後期（概ね妊娠 32 週頃）等に分娩を予定する分娩施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、住所地から最も近い分娩施設まで概ね 60 分以上の移動を要する妊婦

4 事業内容

以下の（1）から（3）までのいずれかを実施することとする。

- （1）3（1）に該当する妊婦に対して、当該妊婦の住所地から最も近い妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等までの移動に要した費用（往復分）について、14 回を上限として、6 により算出した交通費の助成額を助成する。
- （2）3（2）に該当する妊婦に対して、当該妊婦の住所地から最も近い周産期母子医療センター等までの移動に要した費用（往復分）について、14 回を上限として、6 により算出した交通費の助成額を助成する。

(3) 3 (3) に該当する妊婦に対して、当該妊婦の住所地から最も近い分娩予定施設までの移動に要した費用（往復分）について、7回を上限として、6により算出した交通費の助成額を助成する。

5 概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦の考え方

この事業における「概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦」とは、3 (1) から (3) までのいずれかに該当する妊婦の住所地から最も近い産科医療機関等、周産期母子医療センター等または分娩予定施設まで、妊婦が選択した移動手段（タクシーを除く、鉄道やバスなどの公共交通機関、自家用車などの移動手段のうち、妊婦が選択した移動手段とする。）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案して、当該移動手段による標準的な移動時間が概ね 60 分以上を要すると市町村が認める妊婦をいうものとする。

6 交通費の助成額の算出方法

交通費の助成額は、3 (1) から (3) までのいずれかに該当する妊婦が、住所地から最も近い産科医療機関等、周産期母子医療センター等または分娩予定施設までの公共交通機関・自家用車での移動に要した費用（タクシーを除く）について、実施主体の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に 0.8 を乗じて得た額とする。

7 国の補助等

市町村の本事業の実施に要する経費については、当該市町村が属する都道府県が補助するものとし、国は、当該都道府県が補助した額について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

8 留意事項

ア 市町村は、妊娠届出時の面談等の機会を活用して、本事業による支援が必要な妊婦の把握に努めるとともに、当該妊婦に対して制度内容や助成申請の手続き方法などの説明を行うこと。

イ 本事業による妊婦に対する交通費の助成については、出産後に妊婦が住所地に戻ってきた後に清算して助成する方法など、柔軟に実施することとして差し支えない。

なお、オンラインによる助成申請を可能とするなど、対象者の利便性に配慮した申請方法を検討すること。

ウ 本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。